

行田市内事業者応援事業運用基準

1 安全性の基準

(1) 設備の安全確保

出店者は、陳列又は展示した商品等が散乱することのないよう、適切な管理を行うこと。

(2) 通行人等の安全確保

出店者は、必ず指定された区域内に設置し、休憩スペースとしてテーブル、椅子の設置はしないこと。また、店に並ぶ客や利用者が事故のないよう配慮すること。

(3) 食品等の安全確保

食品等を取り扱う場合は、衛生管理には十分注意を払い、万一、食品衛生法に基づく規制に係る違反等が発生した場合は、全て出店者の負担と責任において対処すること。

2 運営上の基準

(1) 秩序の維持

出店者は、暴力団、暴力団員との関係を有していないこと。また、そのことについて、警察署に照会することを承諾すること。なお、出店決定後、名義貸し及び暴力団との関係が明らかになった等の場合は、出店を取り消すこととする。

(2) 周辺環境の保全

出店者は、出店場所を汚損することがないように対策を講じ、万一、汚損したときは原状回復すること。

出店者は、出店に伴い発生したゴミ等は全て持ち帰ること。

出店者は、騒音や景観など周辺環境には十分配慮することとする。

(3) その他

出店者は、他人にその権利を譲渡し若しくは転貸し、又は金品をもって取引きしてはならない。